

I 計画策定の趣旨

令和4年12月の感染症法の改正により、保健所設置区市での予防計画の策定が義務付けられたことから、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次の感染症に備えるため、予防計画を策定し、感染症対策の一層の充実を図る。

II 計画の位置づけ

本計画は、令和6年4月1日に施行される改正感染症法第10条第14項に基づき、基本指針及び東京都感染症予防計画に即して策定する、本区における感染症の予防のための施策の実施に関する計画である。

III 計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。ただし、基本指針や東京都感染症予防計画の変更があった場合には再検討を加えるとともに、感染症の発生動向や社会情勢の変化等に的確に対応するため、必要に応じて変更を行う。

IV 計画の主な記載事項

第1章 基本的な考え方

- 計画策定の趣旨、位置づけ及び期間
- 感染症の発生や拡大に備えた事前対応型取組の推進
- 健康危機管理体制及び関係機関との連携体制の強化
- 東京都感染症対策連携協議会を通じた平時からの関係機関との連携
- 感染症患者等に対する人権の尊重
- 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供の実施
- 地域における感染症対策の中核的機関としての保健所の役割

第2章 感染症の発生予防及びまん延防止のための施策

- 関係者間の連携やシステムを活用した感染症情報の収集・分析と情報提供・情報共有
- 新興感染症の感染急拡大時に備えた平時からの相談体制の確保
- 定期予防接種の着実な実施と健康危機管理の観点からの啓発
- 積極的疫学調査、保健指導及び適正な手続き等による防疫措置の実施
- 医療提供体制の整備の考え方
- 患者移送体制の確保
- 国や都内行政機関等との間で平時から連絡体制を構築
- 科学的知見に基づいた感染症対策のための調査研究の推進及び人材の育成
- 感染症に関する正しい知識の普及啓発と個人情報に配慮した的確な情報提供・情報共有
- 人員体制の確保や人材育成、デジタル技術の活用等による保健所体制の強化

第3章 新興感染症発生時の対応

- 統一かつ機動的な対応体制の確保
- 流行段階に応じた診療・検査体制の確保
- 情報収集や感染症管理のICT化と積極的疫学調査への対応力強化
- 妊産婦・小児・透析患者等、特に配慮が必要な患者の特性に応じた対応
- 宿泊療養施設の確保及び宿泊療養者や自宅療養者等への健康観察や療養環境整備
- 高齢者施設・障害者施設等に対する感染症対策支援
- ワクチンの特質や供給状況、対象者等に応じた臨時予防接種体制の構築
- 有事における保健所の業務執行体制の確保

第4章 その他感染症の予防の推進に関する施策

- 結核、HIV／エイズ及び性感染症等に対する総合的な感染症予防施策の推進
- 災害時への備えや外国人に対する多言語でわかりやすい情報提供等の推進
- 薬剤耐性対策の実施
- 感染症の後遺症対策

V 数値目標

平時から、感染症流行時に対応できる体制を確保するため、都の予防計画における数値目標の考え方や数値を踏まえ、以下のとおり、本区の数値目標を設定する。

①検査体制

検査の処理能力	都と連携し、都全体1,000件/日の中で対応 ※
※健康安全研究センターの最大検査実施能力。なお、医療機関や民間検査機関等を含めた都の数値目標は、流行初期で約1.1万件/日、流行初期以降で約5.9万件/日	

②保健所の感染症対応業務を行う人員確保数

①流行初期 (発生の公表1カ月間目途)		②流行初期 (発生の公表1～3カ月)		③流行初期以降 (発生の公表後6カ月以内)	
人数	想定感染状況	人数	想定感染状況	人数	想定感染状況
84人	都内100～300人 (区内2～5人)	111人	都内1,000～2,000人 (区内17～34人)	138人	都内10,000～20,000人 (区内170～340人)
【平時】		I H E A T 要員の確保数（I H E A T 研修の受講者数）			4人

③人材の養成・資質の向上

感染症有事体制に構成される保健所職員等を対象とした研修や訓練の実施回数	年1回以上
-------------------------------------	-------